



# 長野県報

3月30日(木)  
平成29年  
(2017年)  
第2862号

## 目次

### 規 則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則(こども・家庭課) .....	2
公害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課、水大気環境課) .....	3
長野県水環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(水大気環境課) .....	3
長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則(園芸畜産課、信州の木活用課) .....	4
長野県林業大学校管理規則の一部を改正する規則(信州の木活用課) .....	5
建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課) .....	7
財務規則の一部を改正する規則(会計課) .....	7
長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通規制課) .....	7

### 告 示

地域発元気づくり支援金交付要綱の一部改正(地域振興課) .....	7
長野県個人情報保護条例に基づく口頭により請求することができる記録情報の一部改正(情報公開・法務課) .....	8
都市計画事業の事業計画の変更認可(2件)(生活排水課) .....	8
ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱の一部改正(農業技術課) .....	8
林業技術者養成講習要綱の一部改正(信州の木活用課) .....	9
林業再生総合対策事業補助金交付要綱の一部改正(信州の木活用課) .....	9
告示の廃止(信州の木活用課) .....	9
林業構造改善事業補助金交付要綱の廃止(信州の木活用課) .....	9
特定地域林業振興総合対策事業補助金交付要綱の廃止(信州の木活用課) .....	9
保安林予定森林(森林づくり推進課) .....	9
保安林の指定施業要件の変更予定(森林づくり推進課) .....	9
解除予定保安林(森林づくり推進課) .....	10
公共測量の終了(3件)(建設政策課) .....	10
長野県中堅層向けゆとり賃貸住宅供給計画認定要綱の一部改正(建築住宅課) .....	10
災害危険住宅移転事業補助金交付要綱の廃止(建築住宅課) .....	10
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課) .....	11
道路交通法に基づく特定講習を行う指定講習機関の指定(東北信運輸免許課) .....	12
政治資金規正法に基づく平成26年分の政治団体の収支に関する報告書の訂正の報告(選挙管理委員会) .....	12
政治資金規正法に基づく平成27年分の政治団体の収支に関する報告書の訂正の報告(選挙管理委員会) .....	12

### 公 告

特定調達契約に係る落札者の決定(情報政策課) .....	13
特定調達契約に係る一般競争入札(広報県民課) .....	13
都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課) .....	14
県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧(農地整備課) .....	14
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課) .....	14
都市計画事業の事業計画の変更認可(都市・まちづくり課) .....	15
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道事業課) .....	15
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活安全企画課) .....	15
平成28年度定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置及び監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針(監査委員事務局) .....	16
平成27年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置(監査委員事務局) .....	66

訓 令

副知事の担任意務に関する規程の一部改正（行政改革課）……………72  
 長野県交通安全運動推進本部設置規程の一部改正（くらし安全・消費生活課）……………72  
 長野県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正（人権・男女共同参画課）……………72  
 長野県人権施策推進協議会設置規程の一部改正（人権・男女共同参画課）……………72

正 誤（園芸畜産課）……………73  
 （森林づくり推進課）……………73

規 則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第15号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和57年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

貸付金の種類	資 金	貸付申請額	金 円 (C) (月額 円)
貸付期間	年 月から 年 月まで	修学資金 の 場 合 内 訳 (月額)	(A) 一般 ( 円) (B) 特別 ( 円)
資 金 振 込 先	銀行（農協） 信用金庫 支店(所)		(C=A+B) 月計 円
口座番号	普通	据置期間	ヶ月
償還方法及び金額	年賦・半年賦 ・月賦 (1回の償還額 円)	利 率	%
償還開始年月 及び償還回数	年 月から ( ) 回払		

を

貸付金の種類	資 金
貸付申請額	金 円 (月額 円)
貸付期間	年 月から 年 月まで
資 金 振 込 先	銀行（農協） 信用金庫 支店(所) 口 座 番 号 普通
償還方法及び金額	年賦・半年賦・月賦 (1回の償還額 円)
償還開始年月	年 月から ( ) 回払
据置期間	ヶ月 利 率 %

に、

生年月日	年 月 日
電話番号	( ) -

を

生年月日	年 月 日
個人番号	
電話番号	( ) -

に、

生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
申請者との続柄		電話番号	( ) —
		申請者との続柄	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

こども・家庭課

公害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
ここに公布します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第16号

公害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公害の防止に関する条例施行規則（昭和48年長野県規則第7号）  
の一部を次のように改正する。

「第6章 削除

第7章 公害防止管理責任者及び公害防止協力員（第  
目次 22条—第27条）

第8章 雑則（第28条・第29条）

「第6章 公害防止管理責任者（第18条）  
を 第7章 雑則（第19条・第20条）」に改める。

第6章を削る。

第7章の章名を次のように改める。

第7章 公害防止管理責任者

第22条第2号中「同条第6項」を「同条第10項」に、「同条第7  
項」を「同条第11項」に改め、第7章中同条を第18条とする。

第23条から第27条までを削る。

第7章を第6章とする。

第8章中第28条を第19条とし、第29条を第20条とし、同章を第7  
章とする。

別表第1の1の項中「第5条の2」を「第6条」に改める。

別表第4の1の備考の3の表の浮遊物質量の項中「昭和49年環境  
庁告示第64号（排水基準を定める省令第2条の環境大臣が定める方  
法。以下「環境大臣が定める方法」という。）本則第28号」を「環  
境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64  
号）本則第32号」に改め、同表のノルマルヘキサン抽出物質含有量  
の項中「環境大臣が定める方法本則第29号」を「環境大臣が定める  
排水基準に係る検定方法本則第33号」に改め、別表第4の2中「い  
おう酸化物」を「硫黄酸化物」に、「表わす」を「表す」に改め、  
同2の備考を次のように改める。

（備考） 硫黄酸化物の量は、規格K0103に定める方法により硫  
黄酸化物濃度を、規格Z8808に定める方法により排出ガ  
ス量をそれぞれ測定し、又は規格K2301、規格K2541—  
1から2541—7まで若しくは規格M8813に定める方法に  
より燃料の硫黄含有率を、規格Z8762—1から8762—4  
までに定める方法その他の適当であると認められる方法

により燃料の使用量をそれぞれ測定して、算定される硫  
黄酸化物の量として表示されたものとする。

別表第4の4の備考を次のように改める。

- （備考） 1 塩化水素の量は、規格K0107に定める方法により  
測定される量として表示されたものとし、当該塩化  
水素の量には、すすの掃除を行う場合等においてや  
むを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6  
分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）  
は含まれないものとする。
- 2 塩化水素の量が著しく変動する施設にあつては、  
一工程の平均の量とする。

様式第10号中「（第28条関係）」を「（第19条関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

環境政策課  
水大気環境課

長野県水環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を  
ここに公布します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第17号

長野県水環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

長野県水環境保全条例施行規則（平成4年長野県規則第17号）の  
一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第8条までを1  
条ずつ繰り上げ、第9条から第11条までを削る。

別表を削る。

様式第1号中「（第3条関係）」を「（第2条関係）」に改める。

様式第2号中「（第4条関係）」を「（第3条関係）」に改める。

様式第3号中「（第5条関係）」を「（第4条関係）」に改める。

様式第4号中「（第8条関係）」を「（第7条関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

水大気環境課

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第18号

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則(昭和48年長野県規則第38号)の一部を次のように改正する。

本則中「長野県農水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例」を「長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例」に改める。

別表の自給飼料作物化学試験の項を次のように改める。

自給飼料作物化学試験	近赤外定量分析以外の定量分析	円
	(1) 水分	1,000
	(2) 粗たん白質	4,000
	(3) 粗脂肪	4,600
	(4) 粗繊維	4,700
	(5) 粗灰分	2,000
	(6) りん	7,200
	(7) カリウム	4,300
	(8) カルシウム	4,400
	(9) マグネシウム	4,300
	(10) 硝酸態窒素	3,100
	(11) 有機酸	1,700

別表の寒天の製造に関する理化学試験の項中

1,000	を	1,100	に、「410円以上3,700円」
410		490	
660		740	
410		490	
1,200		1,300	
1,500		1,600	
1,000		1,000	
1,200		1,300	
1,400		1,600	
1,400		1,500	
1,600		1,700	
1,500		1,600	
2,100		2,200	
2,600		2,800	
1,200		1,300	
2,100		2,200	
2,100		2,200	
2,400		2,600	
2,500		2,700	
2,500		2,700	
3,700		3,900	
2,900		3,100	
2,300		2,500	

を「490円以上3,900円」に、  
「 8,100  
1,300  
2,000 」を

「 8,600  
1,500  
2,200 」に、「1,300円以上8,100円」を「1,500円以上8,600円」に、

「 9,700  
1,100 」を「 10,000  
1,200 」に、「1,100円以上9,700円」を「1,200円以上10,000円」に改め、同表の木材理化学試験の項中

「 3,100 」を「 3,400 」に、

「 3,100  
4,500  
3,600  
9,700  
9,200  
2,400  
4,100  
31,700  
4,000 」を「 3,500  
4,900  
4,000  
10,700  
10,100  
2,700  
4,500  
34,400  
4,400 」に、

「 1,300  
1,400  
5,900  
2,400 」を「 1,600  
1,600  
6,600  
2,700 」に、「 4,500 」

「 4,900 」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

園芸畜産課  
信州の木活用課

長野県林業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第19号

長野県林業大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県林業大学校管理規則(昭和53年長野県規則第35号)の一部を次のように改正する。

別表の専門教育科目の項中 「

森林地質学			2
-------	--	--	---

」を

「

森林地質学	2		
-------	---	--	--

」に、「

$1\frac{1}{2}$
----------------

」を「

$1\frac{3}{5}$
----------------

」に、「

$3\frac{1}{2}$
----------------

」を

「

$3\frac{3}{5}$
----------------

」に改める。

様式第1号を次のように改める。

(様式第1号)(第9条関係)

## 入学願書

長野県林業大学校長 殿

受験番号	※
氏名	

長野県収入証紙欄  
(消印しないこと。)

貴大学校に入学したいから許可してください。

ふりがな	-----		
氏名	-----		
生年月日	年 月 日	性別	男・女
現住所	(郵便番号 - ) (電話番号 - - )		
連絡先			
受験資格	最終学校	学校名	年 月 卒業・卒業見込
	その他		

受付印

※

## 写真欄

- 1 上半身、無帽、正面、背景のないもの
- 2 最近3月以内に撮影したもの
- 3 写真をこの大きさに切つて、のり付けすること。

----- (切り離してはいけません) -----

長野県林業大学校 受験票

受験番号	※
ふりがな	-----
氏名	

## 受験心得

- 1 試験日
  - (1) 一般入学試験  
筆記試験及び人物考査  
年 月 日
  - (2) 推薦入学試験  
人物考査  
年 月 日
- 2 試験場所  
長野県林業大学校
- 3 携行品  
受験票、筆記用具、昼食、上履

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

信州の木活用課

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年 3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第20号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和35年長野県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項及び第2項中「(50)」を「(52)」に改める。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

建築住宅課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年 3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第21号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第22条に次のただし書を加える。

ただし、第2号から第4号までに掲げる事項は、総務部長が別に定める場合に限るものとする。

第22条第3号中「(総務部長が別に定めるものを除く。)」を削り、同条第5号中「繰出金、」、「積立金」及び「(基金の運用から生ずる収益の当該基金への積立てに係るものを除く。)」を削り、同条第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

別表第1の12中「須坂商業高等学校 須坂東高等学校 須坂高等学校 須坂園芸高等学校」を「須坂東高等学校 須坂高等学校」に改める。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

会計課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年 3月30日

長野県公安委員会委員長 大澤 一郎

長野県公安委員会規則第5号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第3の一般国道406号の項を次のように改める。

一般国道406号	長野市道平林古野線との交差点から一般国道18号との交差点(長野市大字東和田字下組南沖769番8地先)まで
	一般国道18号との交差点(長野市大字柳原字五反田2075番の9地先)から県道村山綿内停車場線との交差点まで

別表第3の松本市道3546号線の項の次に次のように加える。

松本市道5039号線	松本市道5501号線との交差点から松本市道5503号線との交差点まで
------------	------------------------------------

附則

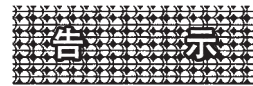
(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に一般国道406号(長野市道平林古野線との交差点から一般国道18号との交差点(長野市大字東和田字下組南沖769番8地先)までの区間に限る。)又は松本市道5039号線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

交通規制課



長野県告示第169号

地域発元気づくり支援金交付要綱(平成19年長野県告示第234号)の一部を次のとおり改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年 3月30日

長野県知事 阿部 守一

第4第1項第1号のカ中「地方事務所長」を「地域振興局長」に改める。

第5第1項の表の1 施設の整備その他別に定める事業の項中「県全域」を「県全域又は地域」に、

市町村等 公共的団体等	交付対象経費の3分の2以内の額	を
----------------	-----------------	---

市町村等	交付対象経費の3分の2以内(支援金の交付を受けようとする年度の当初における財政力指数(後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和36年法律第112号)第2条第1項に規定する財政力指数をいう。)が県平均以下の市町村は、4分の3以内)の額	に改め、「(後進地域の開
公共的団体等	交付対象経費の4分の3以内の額	